

資料 1

香川県指定 金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区
金刀比羅宮社有林大麻山特別保護地区計画書（案）

【指定】

平成27年 月 日

香 川 県

1 鳥獣保護区（特別保護地区）の概要

- (1) 鳥獣保護区（特別保護地区）の名称
金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区
金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 鳥獣保護区（特別保護地区）の区域
別紙のとおり（鳥獣保護区と特別保護地区は同区域）
- (3) 鳥獣保護区（特別保護地区）の存続期間
平成 27 年 11 月 15 日から平成 37 年 11 月 14 日まで（10 年間）

2 鳥獣保護区（特別保護地区）の保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区（特別保護地区）の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 鳥獣保護区（特別保護地区）の指定目的
当該区域は、「さぬきのこんぴらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・天然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。
「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のハチクマやオオタカ、サシバ、サンショウクイが確認されているなど、古くから信仰の場として大切に保護されてきた豊かな自然は、特に野鳥にとって良好な生息環境となっており、観察できる種数も豊富であることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。
なお、当該区域は、昭和 40 年から鳥獣保護区、昭和 41 年から特別保護地区に指定しており、この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣保護区及び特別保護地区として指定するものである。
- (3) 管理方針
定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

3 鳥獣保護区（特別保護地区）の面積内訳

総面積 193ha

ア 形態別面積内訳

林 野 193ha

イ 所有別面積内訳

私有地等 193ha

保安林 193ha

ウ 他法令による規制区域

自然公園法による地域 193ha

第 2 種特別地域 193ha

文化財保護法による地域

名勝（象頭山、昭和 26 年指定）

天然記念物（象頭山、昭和 26 年指定）

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区（特別保護地区）の位置

善通寺市南部から三豊市高瀬町北東部に位置する大麻山（標高 616.3m）の善通寺市部分に位置する。

イ 地形、地質等

北西から南東方向に延びる溶岩台地で琴平山（琴平町）に続いており、その形状から「象頭山」とも呼ばれている。屋島（高松市）とともに本県を代表するメサ型地形であり、地質は下位から花崗岩、凝灰角礫岩、讃岐岩質安山岩となっている。

ウ 植物相の概要

アカマツ、ヤマモモ、カゴノキなどの常緑樹とコナラ、アベマキ、エノキなどの落葉樹からなる常緑・落葉混交林であり、下層には、ヒサカキ、シロダモ、ヤブニッケイ、ネズミモチ、マサキ、アセビ、クロモジ、イヌビワ、ナワシログミなどがみられる。

エ 動物相の概要

39 科 105 種の鳥類、7 科 11 種の獣類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ヤマドリ、キジ、コジュケイ、オシドリ、マガモ、コガモ、カイツブリ、キジバト、アオバト、ドバト、カワウ、ミゾゴイ、ゴイサギ、アオサギ、コサギ、バン、ホトトギス、ツツドリ、カッコウ、アマツバメ、ヒメアマツバメ、ヤマシギ、イソシギ、ミサゴ、ハチクマ、トビ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、オオコノハズク、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、カワセミ、ブッポウソウ、アリスイ、コゲラ、アオゲラ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、クイタダキ、コガラ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、メジロ、キレンジャク、ヒレンジャク、ゴジュウカラ、ミソサザイ、ムクドリ、トラツグミ、クロツグミ、マミチャジナイ、シロハラ、アカハラ、ツグミ、コマドリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、エゾビタキ、サメビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オジロビタキ、オオルリ、カヤクグリ、スズメ、イワミセキレイ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイアトリ、カワラヒワ、マヒワ、ペニマシコ、イスカ、ウソ、シメ、コイカル、イカル、ホオジロ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、クロジ（39 科 105 種）

イ 獣類

ニホンザル、ニホンリス、ムササビ、キツネ、タヌキ、テン、チョウセンイタチ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ（7 科 11 種）

※下線部は今回新しく生息が確認された鳥獣

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

過去 3 年間の有害鳥獣捕獲許可申請状況

当該区域内において、通年に渡りイノシシ、アライグマ、ハクビシンによる農作物被害のため有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域内に、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 ー
- (2) 特別保護地区用制札 2本

7 指定の理由

本区域は、森林に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域における生物多様性を確保するためにも必要な区域であるので、指定する。

8 参考事項

- (1)当初指定 昭和 40 年 11 月 1 日～昭和 50 年 10 月 31 日（鳥獣保護区）
昭和 41 年 11 月 1 日～昭和 50 年 10 月 31 日（特別保護地区）
- (2)経緯 昭和 50 年 11 月 1 日～昭和 60 年 10 月 31 日（存続期間の更新）
昭和 60 年 11 月 1 日～昭和 70 年 11 月 14 日（存続期間の更新）
平成 7 年 11 月 15 日～平成 17 年 11 月 14 日（存続期間の更新）
平成 17 年 11 月 15 日～平成 27 年 11 月 14 日（存続期間の更新）

金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区（特別保護地区）

所在地 善通寺市

面積 193ha

期間 平成 27 年 11 月 15 日から平成 37 年 11 月 14 日まで（10 年間）

区域 善通寺市大麻町字岡 2563-1、2563-4、2563-8 及び 2563-9 の各地番の区域